

## 森会長辞任に伴う会長職の扱いについて

- 大会組織委員会の森喜朗会長（＝代表理事）は、2月12日の「理事会・評議員会 合同懇談会」の冒頭において、大会組織委員会の会長を辞任することを表明。
- 「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」及び「公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会 定款」に基づき、森喜朗氏は辞任後も、次期会長が大会組織委員会・理事会において選任されるまでは、会長職（＝代表理事）の権利義務を有することになっている。
- 一方で、大会組織委員会としては、森喜朗氏はすでに12日付で会長職を辞しており、次期会長が選任されるまでは、「会長が欠けたとき」の状態になっており、会長が担うべき業務のうち定款上、「会長が欠けたとき」に別の者が公使する業務については、遠藤利明会長代行/副会長（現・衆議院議員）が行うことになっている。（※理事会での承認事項。）  
⇒上記のことから、法的には森喜朗氏は会長としての権利義務を有しているが、辞任により「会長が欠けた」状態となっており、新会長を選定するために必要な業務は、遠藤利明会長代行/副会長が担務することになっている。

### （参考1）一般社団法人及び一般財団法人に関する法律

#### （代表理事に欠員を生じた場合の措置）

第七十九条 代表理事が欠けた場合又は定款で定めた代表理事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した代表理事は、新たに選定された代表理事（次項の一時代表理事の職務を行うべき者を含む。）が就任するまで、なお代表理事としての権利義務を有する。

- 2 前項に規定する場合において、裁判所は、必要があると認めるときは、利害関係人の申立てにより、一時代表理事の職務を行うべき者を選任することができる。
- 3 裁判所は、前項の一時代表理事の職務を行うべき者を選任した場合には、一般社団法人がその者に対して支払う報酬の額を定めることができる。

### （参考2）公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会 定款

#### （役員及び会計監査人の設置）

第23条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事3名以上35名以内
- (2) 監事1名以上3名以内

2 理事のうち1名を会長とし、会長以外の理事の中から副会長、専務理事、常務理事を置く。

3 前項の会長をもって一般法人法上の代表理事とし、専務理事及び理事会の決議によって業務執行理事として選定された理事をもって一般法人法第197条において準用する一般法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

4 当法人に会計監査人を置く。

(招集)

第32条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長が招集する。

- 2 理事会を招集しようとするときは、会長は、理事会の開催日の5日前までに、各理事及び監事に対し、理事会の目的である事項並びに日時及び場所、その他必要な事項を記載した文書により通知を発しなければならない。
- 3 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ理事会の定めた順序により他の理事が理事会を招集する。
- 4 理事及び監事全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。

(議長)

第33条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、副会長がこれにあたる。